

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成18年8月11日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社マイヤ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マイヤ青山店 盛岡市青山一丁目19番1
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成18年7月21日
- (5) 変更の理由 顧客の購買ニーズに対応するため

2 届出年月日 平成18年7月20日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所